



監督署の窓

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることができる社会とするため、皆様のご理解とご協力をお願いします



いることを踏まえ、自社の労働時間制度や運用を含めた、人事・労務管理の点検・見直しに取り組みましょう。

(2) 労働関係法令に関する

研修等

労働者に対する労働関係法令の周知は事業主の責務であることを踏まえ、管理職等の上司はもとより、若年労働者自身に対する労働関係法令に関する研修等を通じて、過労死等の未然防止に努めましょう。

(3) 年次有給休暇の取得促進等

年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入、メンタルヘルス対策等の取組を実情に応じて進めましょう。

(4) ハラスメント対策等

多様化するハラスメントへの対策が必要不可欠な状況下、ハラスメント防止等に資するアンガーマネジメント研修やコーピング研修を行うなど、総合的なハラスメント対策に取り組みましょう。

「Ⅱ 過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等防止対策推進法に基づき策定、令和6年8月に変更された。

イラスト・木村武司

※1 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」

【参考資料】

1. 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」全文
2. 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
3. 勤務間インターバル制度
4. メンタルヘルス対策
産業保健総合支援センター（さんぽセンター）の利用をお勧めします。
5. ハラスメント対策
総合情報サイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。

※すべての情報はこちらのQRコードよりご覧ください。



過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づく取り組みのお願い

平成26年6月に過労死等防止対策推進法が成立してから10年が経過しましたが、依然として、過労死等は多発しており、大きな社会問題となっています。

過労死等は、本人はもとより、その遺族又は家族にとつて計り知れない苦痛であるとともに、社会にとつても大きな損失です。

(1) 人事・労務管理の点検・見直し

近年、過労死等は、働き盛りの年齢層に加え、若い年齢層にも発生して

企業価値の観点からしても、過労死等

発生させた場合には、企業の信用を失うことにもつながりかねません。そのことを十分に認識し、過労死等のない社会に向けて、事業主のみなさまには、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（※1）に基づき、以下の取り組みをお願いします。